

令和7年4月24日
防災街づくり担当部
建築安全課

議会の委任による専決処分の報告
(自動車事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

(1) 発生日時 令和6年12月5日(木)午前9時9分頃
(天気:晴れ)

(2) 発生場所 世田谷区内

(3) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という)の建築安全課職員が運転する車両が現場に向かう途中、交通規制標識を見落とし一方通行の道路を逆走した。踏切で停車中に対向より乙の運転する車両が逆走を車窓越しに口頭注意するため甲の車両に接近し、車両右側のドアミラー同士が接触した。

(4) 相手方等 別紙のとおり

2 乙への損害賠償額

18,549円
(自動車保険より全額補てんされる。)

3 専決処分日 令和7年4月15日